

JCM MONTHLY REPORT 2013 SEPTEMBER Vol.22 No.5

JCM

MONTHLY REPORT

JCMマンスリーレポート

特集

解体用建設機械規則改正 労務単価改訂 総合評価における同種性

2013

9

特集

新たな解体用車両系建設機械に係る労働安全衛生規則等の改正
平成25年度 公共工事設計労務単価の改訂とその背景
総合評価落札方式の運用ガイドラインにおける
『より同種性の高い工事』の設定例について

連載

東日本大震災復旧復興事業における公共調達の現状その2

募集

第18回土木施工管理技術論文報告



第17回土木施工管理技術論文報告 優秀報告賞受賞報告

あおみ建設株式会社 高橋 義典様ご執筆

『鋼管内掘削の工法見直しによる施工能力改善について』

課題：アースドリル工法で鋼管内の掘削を行ったが、砂の粘性がない為、排土の効率が悪い。



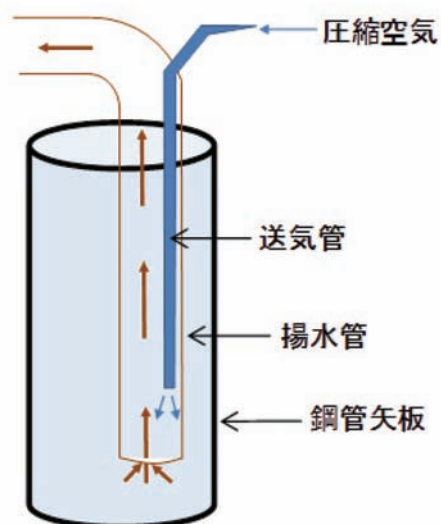
アースドリル施工状況

対応策：エアーリフト工法を併用し、鋼管内掘削の排土の能力を改善した。

- ①揚水管の先端部で空気を流出させると管内に流出された空気が上昇し、それに伴い上向きの水流が発生する。
- ②これを連続的に繰り返すことにより鋼管内の水と共に土砂を排出させる。



エアーリフト施工状況



エアーリフト原理図

特集 解体用建設機械規則改正 労務単価改訂
総合評価における同種性

表紙：第17回土木施工管理技術論文報告
優秀論文賞『超高所でのトラッククレーン
ベント架設に伴う安全管理』より
(写真提供：JFEエンジニアリング(株))

■特集

- 新たな解体用車両系建設機械に係る労働安全衛生規則等の改正…………… 2
厚生労働省労働基準局安全衛生部 釜石 英雄
- 平成25年度 公共工事設計労務単価の改訂とその背景…………… 8
国土交通省土地建設産業局 伊藤 誠記
- 総合評価落札方式の運用ガイドラインにおける『より同種性の高い工事』の
設定例について…………… 11
国土交通省国土技術政策総合研究所

■連載

- 東日本大震災復旧復興事業における公共調達の実状その2…………… 13

■募集

- 第18回土木施工管理技術論文報告…………… 18

■広告

- 一般財団法人経済調査会
- 一般財団法人建設物価調査会

新たな解体用車両系建設機械に係る 労働安全衛生規則等の改正

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課建設安全対策室

主任技術審査官 釜石 英雄

はじめに

本年3月の本誌Vol.22 No.2では、解体用車両系建設機械の新たな安全対策に係る検討会報告書の主な内容と厚生労働省の対応の方向について紹介しましたが、この報告書を受けて、厚生労働省では「労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）」、「安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）」、「労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第113号）」、「車両系建設機械構造規格（昭和47年労働省告示第150号）」及び「車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程（平成2年労働省告示第65号）」のそれぞれの改正案を作成し、所定の手続きを経て、平成25年4月12日に、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第58号）」、「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第141号）」をそれぞれ公布、公示しました。

本稿では、これらの改正の主な内容を紹介します。

第1 労働安全衛生規則の改正

今般の労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます。）の改正により、鉄骨切断機等を労働安全衛生法令上の車両系建設機械として規制の対象とし、具備すべき構造要件や使用上講ずべき安全措置を規定しました。また、3トン以上の機体重量の鉄

骨切断機等の運転の業務に就く場合には、解体用の車両系建設機械の運転技能講習を受講しなければならないこと等としました。これらの概要は次のとおりです。

1 定義等（安衛則第151条の84関係）

安衛則第151条の84を新設し、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第7第6号2の「厚生労働省令で定める機械」として、次の3つの機械（動力を用い、かつ不特定の場所に自走できるもの）を規定しました。

- ① 鉄骨切断機（鉄骨（非鉄金属の工作物を含む。）を切断するためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械）
- ② コンクリート圧碎機（コンクリートを砕くためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械。鉄筋を切断する機能を付加したものを含む。）
- ③ 解体用つかみ機（木造の工作物を解体し、又はその解体物をつかんで持ち上げるためのフォーク状のアタッチメントを装着した建設機械）

2 構造（安衛則第153条関係）

岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で、鉄骨切断機等を使用するときは、堅固なヘッドガードを備えなければならないこととしました。

3 使用に係る危険の防止（安衛則第2編第2章第1節第2款及び第3款関係）

- (1) 転倒又は転落による危険の防止（第157条の2関係）

車両系建設機械が転倒又は転落して運転者が機械の下敷きになる労働災害が発生していることから、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所では、転倒時保護構造（ROPSやTOPS）を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならないこととしました。

(2) アタッチメントの交換作業時の危険の防止（第165条及び第166条の2関係）

アタッチメントの交換作業中にアタッチメントが倒壊等して労働者が激突される等の労働災害が発生していることから、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときは、アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、架台を使用させなければならないこととしました。（第166条の2関係）また、複数の労働者がアタッチメントの交換作業等を行う場合は、作業を指揮する者を定め、その者に作業手順の決定等を行わせなければならないこととしていますが、この架台の使用状況も監視させることとしました。（第165条関係）

(3) アタッチメントの装着の制限（第166条の3関係）

アタッチメントを交換できる車両系建設機械がその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを取り付けた場合、転倒する危険があることから、車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着してはならないこととしました。

(4) アタッチメントの重量の表示等（第166条の4関係）

車両系建設機械がアタッチメントを取り替えるとすくい上げることのできる物の容量や持ち上げることのできる重量が変わるため、これらの情報を運転者が容易に確認できるように、車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット等の場合はその容量又は最大積載重量を含む。）を表示するか又は運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を運転席周辺の容易に取り出せる位置に備え付けなければならないこととしました。

なお、平成25年6月30日までにアタッチメントを交換できる車両系建設機械（機体本体に装着されていないアタッチメントを含む。）を譲渡し、又は提供した者は、その相手方が、本条により表示又は書面の備付けが必要となる事項に関する情報を求めた場合には、それを通知することが必要です。

(5) 定期自主検査（安衛則第2編第2章第1節第3款、第168条関係）

特定解体用機械（ブーム及びアームの長さの合計が12m以上の解体用機械）のブームシリンダーに備えられた逆止め弁、作業範囲警報装置、ブーム角度計は労働災害防止上特に重要であるため、1月以内ごとに1回、定期に行う自主検査の項目として「逆止め弁、警報装置等」を追加しました。

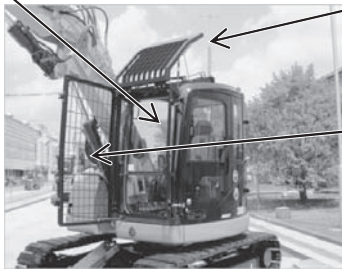
4 解体用機械を対象とした措置（安衛則第2編第2章第1節第5款関係）

(1) 特定の場所における特定解体用機械の使用の禁止（第171条の4関係）

特定解体用機械は安定性が低く、また、転倒・転落した場合の危険性が高いことから、路肩、傾斜地等で特定解体用機械の転倒又は転落により労働者に危険

前面ガラス
(安全ガラス)

ヘッドガード（岩石等の
落下による危険を防止す
るための設備）



フロントガード（物体の飛来
による危険を防止するための
設備）

運転室周りの飛来物防護設備の例

※上の写真：キャタピラージャパン株式会社製、同社提供

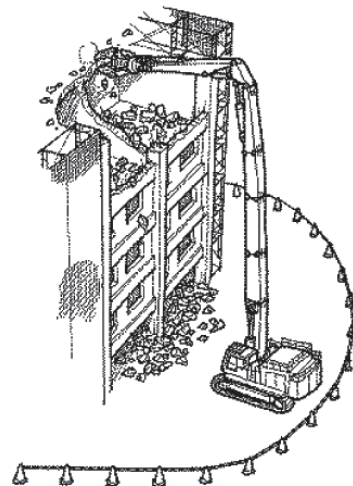
が生ずるおそれのある場所では、地形、地質の状態等に応じた危険防止措置を講じたときを除き、特定解体用機械を用いて作業を行ってはならないこととしました。

- (2) 特定の場所における運転室を有しない解体用機械の使用の禁止（第171条の5関係）

解体用機械を用いて作業を行う場合、圧碎したコンクリートの破片が飛来し、労働者に激突するなどの危険があるため、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、飛来物の防護設備等物体の飛来等の状況に応じた危険防止措置を講じたときを除き、運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行ってはならないこととしました。

- (3) 危険な箇所への立入禁止等（第171条の6関係）

解体用機械を用いた作業において、コンクリートの破片等が飛来して周辺で作業を行っていた労働者に激突する労働災害が発生していることから、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこととしました。



立入禁止措置の例

（建設業労働災害防止協会提供）

- 5 技能講習（安衛則別表第3及び附則第3条関係）

- (1) 鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者として、平成25年7月1日以降に開始される車両系建設機械（解体用）運転技能講習（厚生労働省告示第141号による改正により鉄骨切断機等の運転に係る内容が追加されたもの）を修了した者及び厚生労働大臣が定める者を規定しました。（別表第3関係）
- (2) ブレーカに係る技能講習（改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習）を修了した者又は平成25年7月1日時点で、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事

した経験を有する者については、平成26年6月30日までの間は、引き続き鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしました。(附則第3条第1項関係)

- (3) 上記(2)の者については、平成26年7月1日以降は、平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしました。(附則第3条第2項関係)
- (4) 安衛則の改正省令(第58号)の改正前に、解体用機械のうち、ブレーカの運転の業務に就くことができる者は、平成25年7月1日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができることとしました。(別表第3関係)

第2 車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程の一部改正

今般の車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程の改正により、ブレーカの運転の業務に従事することが認められる技能講習の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計4機種の解体用機械を対象とするものに改めました(これにより、フルの講習時間は、35時間から38時間になり、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者への特例の講習の時間は、3時間から5時間になりました。)

また、これに伴い建設業法施行令(昭和31年政令第273号)に規定する建設機械施工技術検定の合格者に対して鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与するための時間を短縮した技能講習を実施することとしました。

第3 安全衛生特別教育規程の一部改正

1 安全衛生特別教育規程の一部改正の内容

今般、労働者に対する特別の教育が必要な業務に、機体重量が3トン未満の鉄骨切断機等の運転業務が追加されたことに伴い、安全衛生特別教育規程第11条の3(小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育)を改正し、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計4機種の解体用機械を対象とするものに改めました。内容を充実したため、合計時間は12時間から14時間になりました。

2 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、引き続き、機体重量3トン未満のブレーカの運転の業務に就くことができることとしました。

3 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、機体重量3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に就かせる場合には、1の拡充された内容についての教育が必要となります。

第4 車両系建設機械構造規格の一部改正

今般の車両系建設機械構造規格の一部改正により、鉄骨切断機等の具備すべき構造要件を規定しました。その要点は次のとおりです。

- 1 解体用つかみ機の前安定度を新たに規定(第4条第4項関係)
- 2 特定解体用機械(上記第1の3(5)のもの)の前安定度を新たに規定(第4条第5項関係)
- 3 ブレーカの運転室の前面ガラスは安全ガラスとするよう規定(従前は強化ガラ

ス、第9条第4項関係)

- 4 鉄骨切断機及びコンクリート圧碎機の運転室の前面は安全ガラスに加え、飛来物の防護設備を備えるよう規定（第9条第5項関係）
- 5 特定解体用機械でブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造のものについては、作業範囲を超えた時に自動的にブーム及びアームの作動を停止させる装置又は警音を発する装置を備えるよう規定（第13条の2関係）
- 6 油圧を動力として用いる特定解体用機械のブーム等には逆止め弁を備えるよう規定（第14条関係）
- 7 取り替えることのできるアタッチメントを有する車両系建設機械については、そのアタッチメントの重量及び装着できるアタッチメントの重量を運転者の見やすい位置に表示するか、又はそれらを記載した書面を備え付けるよう規定（第15条関係）

第5 車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の基準

改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者や平成25年7月1日時点で6ヶ月以上鉄骨切断機等の運転の業務に就いている者については、安衛則を改正する省令の附則第3条の規定に基づき都道府県労働局長が定める講習（以下「技能特例講習」といいます。）を受講すれば平成26年7月1日以降も鉄骨切断機等の運転業務に就くことができることとなりましたが、厚生労働省労働基準局長は、その基準を平成25年6月6日付け基発0606第1号により示しました。その要点は、次のとおりです。

1 受講できる者

技能特例講習を受講できる者は、次のいずれかに該当する者となりました。

- (1) 改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者（以下「ブレーカ修了者」といいます。）
- (2) 平成25年7月1日時点で現に、鉄骨切断機等の運転業務に従事しており、かつ、当該業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者（以下「6ヶ月以上従事者」といいます。）

2 種類及び科目

技能特例講習の種類は、次の4種類とすることとしました。

(1) 第1種技能特例講習

対象者は、ブレーカ修了者で、かつ6ヶ月以上従事者であるもので、講習時間は合計2時間（学科のみ）です。

(2) 第2種技能特例講習

対象者は、ブレーカ修了者であるが、6ヶ月以上従事者でないもので、講習時間は合計3時間（学科2時間、実技1時間）です。

(3) 第3種技能特例講習

対象者は、ブレーカ修了者でないが、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「掘削用等講習」という。）を修了しており、かつ6ヶ月以上従事者であるもので、講習時間は合計3時間（学科のみ）です。

(4) 第4種技能特例講習

対象者は、ブレーカ修了者でなく、かつ、掘削用等講習も修了していないが、6ヶ月以上従事者であるもので、講習時間は合計7時間（学科のみ）です。

おわりに

以上、今般の改正の概要を説明しましたが、更に、鉄骨切断機等を含めた車両系建設機械の定期自主検査指針を策定し、平成

25年7月1日に自主検査指針公示第19号として公示しました。

今般の改正は複雑なところもありますので、詳細については、最寄りの労働基準監

督署や各都道府県労働局安全主務課にお問い合わせいただき、法令違反することなく安全に鉄骨切断機等を使ってくださるよう、よろしくお願いいたします。

車両系建設機械(解体用)運転技能講習(国交省資格取得者別)比較表

建設機械施工技士の資格と車両系建設機械(解体用)の各種技能講習の講習科目	改正前 車両系建機(解体用)技能講習規程				改正後 車両系建機(解体用)技能講習規程				経過措置 技能特例講習(労働基準局長通達)			
	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第3条)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条)	ショベル系	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第4条第3項)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条第1項)(短縮講習)	ショベル系(第4条第2項)	第1種技能特例講習	第2種技能特例講習	第3種技能特例講習	第4種技能特例講習

学科講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	1時間	1時間	2時間	2.5時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間	免除	0.5時間	免除	3時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
関係法令	1時間	免除	0.5時間	免除	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
小 計	11時間	4時間	2時間	0時間	13時間	6時間	3時間	2時間	2時間	2時間	3時間	7時間

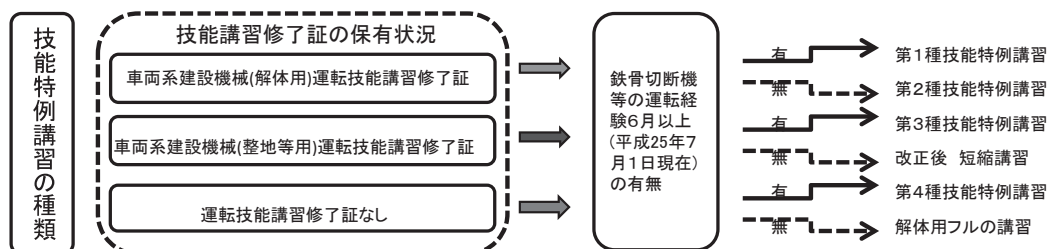
実技講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
走行の操作	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
作業のための装置の操作	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	免除	1時間	免除	免除
小 計	24時間	4時間	1時間	0時間	25時間	5時間	2時間	1時間	0時間	1時間	0時間	0時間
合 計	35時間	8時間	3時間	0時間	38時間	11時間	5時間	3時間	2時間	3時間	3時間	7時間

(注1) 表中ショベル系は、建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者、2級の第2種合格者、トラクター系は1級合格者でトラクター系の選択者、2級の第1、3種合格者、ショベル系・トラクター系以外は1級合格者でトラクター系、ショベル系を選択しなかった者(モーター・グレーダー、締め固め、ほ装用、基礎工事用を選択した者)、2級の第4、5、6種合格者を示します。

(注2) 技能特例講習は、平成27年6月30日までの約2年間実施されます。

(注3) 技能特例講習の対象者については、それぞれ第1種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第2種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月未満の鉄骨切断機等の運転経験者、第3種は整地・運搬・積み込み用及び掘削用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第4種は6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者が対象です。



平成25年度 公共工事設計労務単価の改定とその背景

国土交通省土地建設産業局

建設市場整備課労働資材対策室 伊藤 誠記

1. はじめに

公共工事設計労務単価とは、公共工事の発注に当たり、予定価格を積算するための単価であり、通常年1回、10月に建設技能労働者等約20万人の賃金支払い状況を調査し、設定しているものである。

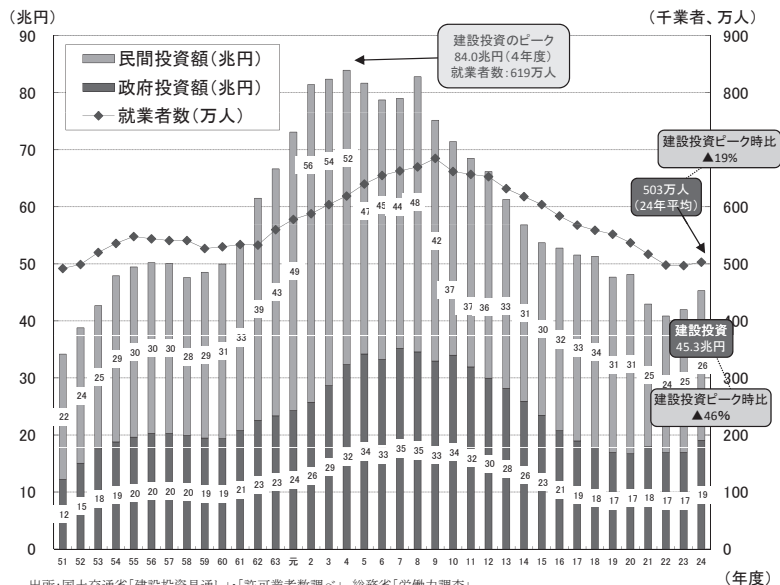
平成25年度の公共工事設計労務単価は、対前年度比+15.1%（全国平均）と、大幅な上昇となった。ここでは、その背景と、今回の単価改訂に伴う今後の取組みについて概説する。

2. 近年の建設投資額の減少

図－1は、近年の公共・民間を合わせた建設投資額及び、建設業へ就労する労働者の推移を表したものである。

日本の建設投資額は約20年前、平成4年頃にピークを迎え、以後しばらく投資が活発な状態が継続していたが、平成9年ごろから急速に減少し、平成24年度、建設投資額は約45兆円と、ピーク時に比べほぼ半減している。

一方で、建設業就業者数は、建設投資額に比べ約5年遅れ、平成9年度にピークを迎えている。その後、建設投資額と同様に減少を続けてきたが、その減少率は、ピーク時の約19%に留まっている。すなわち、労働者一人当たりの投資額も減少を続けており、その結果として労働者一人ひとりの賃金に回せる原資が減少してきたことが読み取れる。



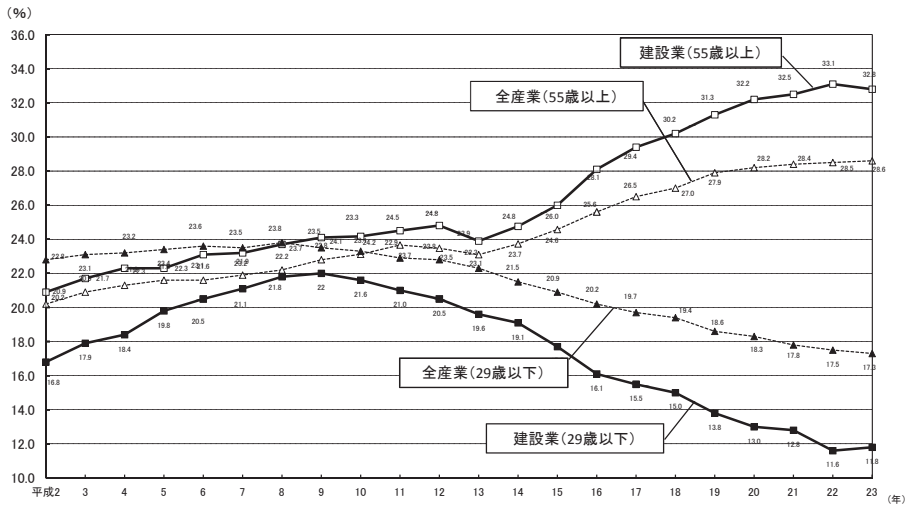
出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年については被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を除く44都道府県の合計値に被災3県の推計値を加えた値。

図－1 建設投資額及び就業者数の推移



資料：総務省「労働力調査」

図-2 年齢別建設業就労者割合

これらの結果として、現在の建設業に従事する生産労働者の賃金水準は、全産業の平均と比較し、26%も低い水準となっている(賃金構造基本統計調査、いずれも男性)。

3. 建設技能労働者の減少

このような賃金水準の低下に伴い、建設業の魅力は大きく低下している。平成19年、建設産業専門団体連合会の調査によると、若手の建設技能労働者が入職しない原因、あるいは若手・中堅の建設技能労働者が離職する原因の第1位はいずれも「収入の低さ」であり、回答の約6割を占めている。その他にも、仕事のきつさや休日の少なさ、また社会保険等福利の未整備など、魅力に乏しい就労環境の結果、建設業を志す若者が近年大きく減少している。

総務省の労働力調査(図-2)によると、建設業に従事する29歳以下の若者は年々減少を続け、現在では全体の約1割に過ぎない。このような状況では、近い将来、世の中に欠くことのできない災害対応やインフラの維持管理などに深刻な支障を及ぼすことが懸念されている。

4. 建設投資額の増大と建設技能労働者不足

ところが近年、建設投資額に変化が見ら

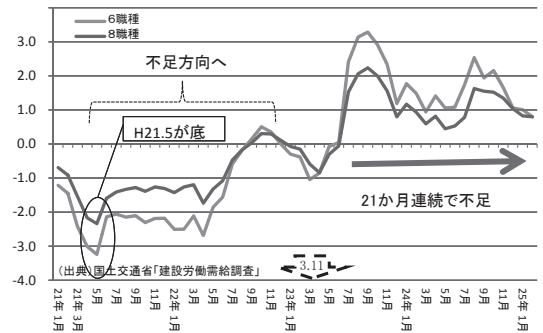
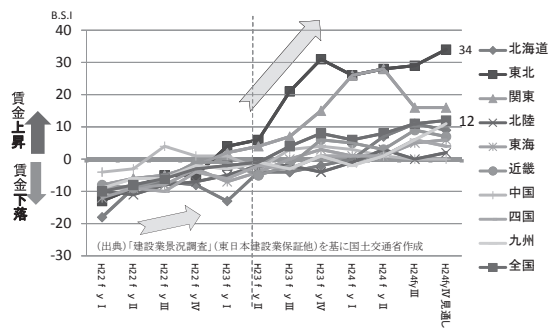


図-3 技能労働者の不足率

図-4 建設労働者の賃金の状況
〔「上昇」-「下落」〕

れる。図-1を改めて確認すると、東日本大震災等の影響もあり、平成22年頃を底にして、建設投資額が再び増加に転じている。一方、就労者数はここ数年横ばいとなっており、一人当たり建設投資額は再び

増加していることが読み取れる。このことは、労働力の不足及び賃金に回すことのできる原資の増大を意味しており、事実、近年になり建設技能労働者の不足率が増大し、また賃金の状況も上昇に転じている。(図－3、4)

5. 平成25年度公共工事設計労務単価

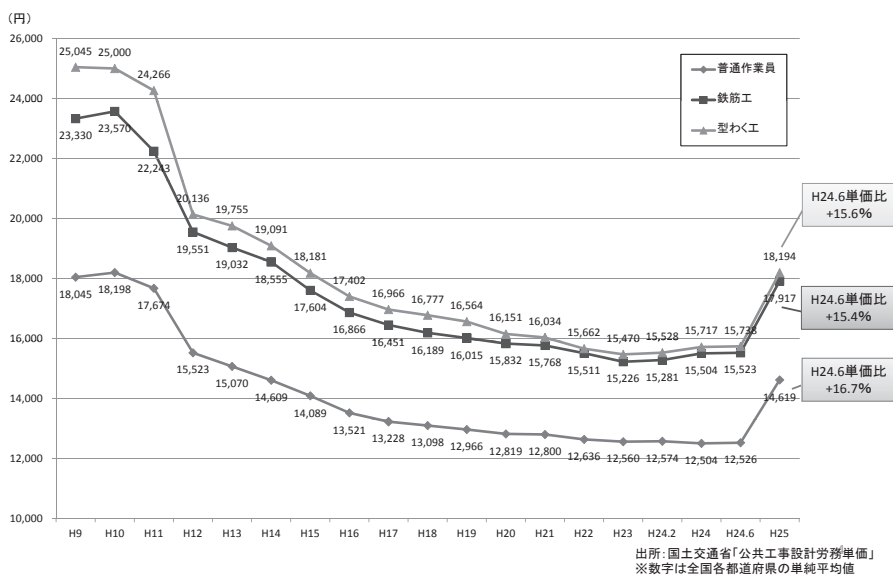
このたび改訂した公共工事設計労務単価は、以上のような建設技能労働者の賃金実態の状況変化を適切に反映し、設定している。また、法令に定められた義務である社会保険すら十分に確保されていない事態に鑑み、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映している。さらに、東日本大震災被災地等における入札不調の増加状況に応じ、機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県の一部職種について、単価を5%引き上げ）したことにより、平成25年度の公共工事設計労務単価は、前年度単価と比較し、全国で+15.1%、東日本大震災の被災地（岩手県・宮城県・福島県）では+21.0%の上昇となった（図－5）。

6. 今後に向けて

前述のとおり、建設産業は今、これまでの建設技能労働者の賃金低下により若年入職者が大きく減少し、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに建設技能労働者が減少し、産業の存続が危惧されるに至っている。

このため、今回の公共工事設計労務単価の上昇を踏まえ、4月18日、太田国土交通大臣は建設業団体（日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会）に対し、①適切な価格での契約②建設技能労働者への適切な水準の賃金支払い③社会保険への加入の徹底等について要請した。

この要請を受け、これら4団体を含む計50以上の建設業団体において、適切な賃金水準の確保等に向けた決議がなされるなど、公共工事設計労務単価の改訂をきっかけとした、建設技能労働者の賃金水準確保のための取組みが進んでいる。これらの取り組みの結果が、実態調査を通じ、今後の公共工事設計労務単価の改訂につながっていくことが期待される。



図－5 公共工事設計労務単価の推移

総合評価落札方式の運用ガイドラインにおける「より同種性の高い工事」の設定例について

国土交通省国土技術政策総合研究所

1. はじめに

国土技術政策総合研究所では、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の実施状況等を分析・評価し、総合評価落札方式の制度設計や運用方法の改善に関する研究を行っている。

「国土交通省直轄事業における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下「新しい運用ガイドライン」という。）が平成25年3月に改正され、工事の品質確保・向上を目的として、入札参加企業あるいは技術者に対し「より同種性の高い工事」の施工実績を求め、技術的観点からより適切な総合評価を行うこととしている。

本稿では、技術的資料としての設定例の一部を紹介する。

2. 「より同種性の高い工事」の評価の考え方

「新しい運用ガイドライン」では、入札

参加企業あるいは技術者の能力を評価する項目の一つとして、過去15年間の「より同種性の高い工事」の工事実績（一定の工事成績評点に満たない実績は認めない。）を従来の同種工事実績より、優位に評価することとした。

また、技術者の能力を評価する基準を、同種工事実績の現場での立場によって評価を変え、工事の品質確保の職責を担う監理（主任）技術者の経験については、より高い評価が出来るものとした。（表－1 参照）

これらにより、企業・技術者の経験値から更なる工事の品質確保・向上が期待出来ると考えられる。

3. 「より同種性の高い工事」の設定例

「より同種性の高い工事」の設定にあたっては、従来からの同種条件設定例に加え、発注量が増加している工事など、新たに13工種について、新規に設定例を作成した。

表－1 「評価項目・評価基準」の設定例

評 価 項 目		評 価 基 準	配 点
企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	「より同種性の高い」工事	評価（高）
		同種性が認められる工事	－
技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績 同種性・立場	「より同種性の高い」工事において監理（主任）技術者として従事	評価（高）
		「より同種性の高い」工事において現場代理人あるいは担当技術者として従事、または同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者として従事	評価（中）
		同種性が認められる工事において現場代理人あるいは担当技術者として従事	－

「より同種性の高い工事」の条件設定にあたっては、分類した具体例を引用しやすくするため、構造、形式、規模、制約条件、その他等に分類して列挙した。

また、規模条件や特殊な条件については、検索や確認が可能なCORINSを基本とした。求める条件の全てはCORINSで把握できないことも想定され、その場合は別途実績を証明できる資料を求めるものとした。

また、条件を超える過大な実績は求めないこととしている。

図-1にコンクリート擁壁（新規設定工種）の設定例を示す。

設定例は、参考とするための目安を示すものであり、具体の工事においては、当該工事の現場条件や設計条件、技術的特性、地域特性等を考慮して、案件ごとに適切に

設定するものとしている。

4. 終わりに

総合評価落札方式は、公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて変化してきている。

国民にとって最良な調達を目指す観点から、絶えずその調達結果等をモニタリング・評価するとともに、必要に応じて継続的な方式の見直しを図る必要があるため、「より同種性の高い工事」の設定例についても同様に、適正な運用のあり方について検討を継続する所存である。

※「より同種性の高い工事」の設定例HP URL:<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/theme01.html>

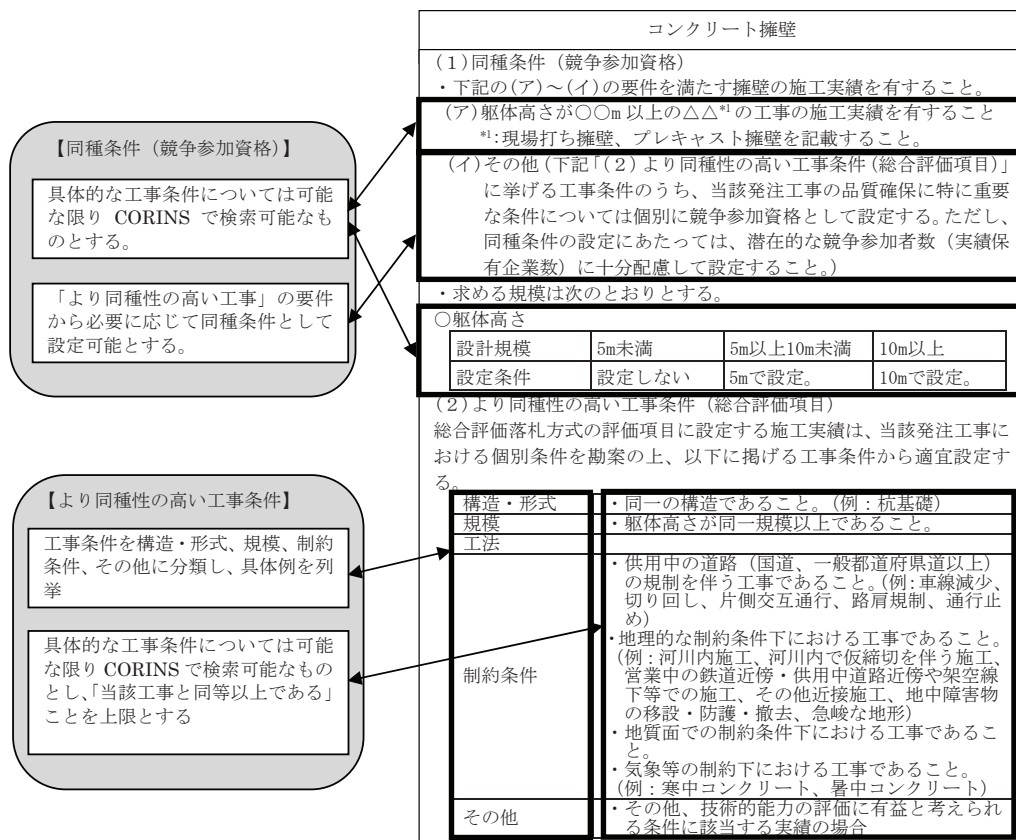


図-1 「より同種性の高い工事」の設定例 コンクリート擁壁（新規設定工種）

東日本大震災復旧復興事業における 公共調達の現状 その2

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
会長 小林康昭

JCMマンスリーレポート7月号から続く

5. 被災地域

(1) 岩手県下

岩手県は、太平洋沿岸の狭い臨海の平地の背後に山塊が迫る地勢である。津波による被害は、太平洋に臨む沿岸地域の市町村に集中し、壊滅的な状況をもたらした。だが、その一方で、山間部でも津波の遡上による被害を受けた地域が多い。



図－1 岩手県下の主な対象地域の市町村：太線で示した境界線内の地域

(2) 宮城県下

宮城県は、東は太平洋沿岸から西は山形県との県境に接する山間部まで、広範な内

陸平野が広がる地勢である。沿岸を襲った津波は、内陸奥深くまで侵入して広範囲に被害をもたらした。また、震害による被害の影響も無視できない。

宮城県



図－2 宮城県下の主な対象地域の市町村：太線で示した境界線内の地域

(3) 福島県下

福島県は、通称浜通りと呼ばれる太平洋沿岸の狭い平地の背後に山塊が迫る地勢である。福島県の被災には、震害と津波による被害に加えて、県内東部の太平洋岸に立地する東電福島第一原発を源泉とする放射能汚染による影響が大きい。放射能汚染被



図ー3 福島県下の主な対象地域の市町村：太線で示した境界線内の地域

害は、いまだに不明なことが多い。

(4) 三県の比較

	岩手県	宮城県	福島県
浸水地域 (km ²)	57	327	99
死者 (人)	4,667	9,506	1,605
行方不明 (人)	1,371	1,875	219
(2011.12.26現在警察庁まとめ)			
調査対象の自治体数	11	25	5
仮設住宅への入居戸数	14,511	36,370	13,446
自力再建予定戸数	6,410	17,093	2,446
災害公営住宅整備 予定戸数	5,639	14,828	2,449

(朝日新聞 2013年3月2日掲載記事をもとに集計)

6. 岩手県・自治体の復旧復興事業の概要

(1) 復旧工事

地震復旧工事の対象地域は、基本的に県下全域にわたっている。しかし、昨（平成24）年度の県の復旧関係の発注工事は、殆ど防潮堤や津波対策の海工事に集中した。

通常の予算で行われる予定だった新設工事の発注は、ほとんど手がつけられなかった。その理由は、復旧工事の発注業務に人

手をとられて、ほとんどの案件でいまだに用地が決められない状態にあるからである。その結果、その予算の殆どが復旧工事にまわるようになった。

(2) 調達方法

応急措置を除けば、通常の手続きで執行している。理由は、手続きを変えると説明責任が必要になるからである。したがって、原則として手続きを変えない積りである。1,000万円以上の案件は、従来通りすべて総合評価方式（50：50の加算型）を採用している。

とにかく発注を急ぐ必要がある。そこで、一旦、標準設計で発注しておいて、詳細設計を決めた後、変更設計にする。

予定価格を事前に公表する方式を採用している。業者は事前に案件の値踏みがしやすい。魅力のある案件には、入札者が集中して競争が激しくなる。その結果、入札価格が下になり張り付く。逆にそうではない案件では、入札参加する業者が皆無で入札取りやめになってしまう。理由は、入札前に業者は、予定価格を知ってカネが合わない

分かるからである。発注機関としては、業者に出来るだけ入札に参加して受注して貰いたいと願っている。

(3) 職員の容量

執行に当たって、陣容が極端に不足している、他県（特に東北以外）からの応援を貰って対応している。特に積算業務に人手不足のしわ寄せがきている。

人手不足は県、市、町になるほどひどくなっており、県が市や町の肩代わりをしている。しかし、県の方針は定員縮小なので、人数を増やさずに必要に応じて期間延長にして、任期付派遣に切り替えている。

非常に多忙なので、目先の仕事に追われて、本庁から現場に見に行くひまがない。したがって、業者や現場の実情は、本庁では把握しきれていない。問題だとは思いますが、実際問題として、仕方がない。

(4) 復興事業

復興事業の一つに町づくりがある。この事業は、基本的に区画整理から始まる。今は、ゼロからスタートする段階にある。特に用地が決まらないことが計画推進上のネックになっている。事業の進捗は、当初の予定よりも大きく後にずれ込んでいる。

(5) 新しい調達方法

○JV

復興JV方式を採用している。いわゆる経常JVと同じ仕組みである。JV構成員をA級のみ、B級のみ、C級のみと限定している点が異なっている。

人材不足を補う目的で、県で発注者支援型CMの採用を期待する意見がある。しかし、現実の問題として、県にとってはCMRの妥当性をチェックすることが難しい。

メーカー指定の設計施工の案件を、特例として1件実施した。県にとって、設計と施工をそれぞれに監査・監督することが難

しいと感じている。

県では、設計施工一括選定方式を採用する案件がある。これはA級の業者（施工）と設計事務所（設計）のJVで入札に参加するものである。

○CM

市で、CMを採用している例が幾つかある。CMRにUR（都市開発機構）が出てきて委託を受けている。例えば陸前高田では新CMと称して、オリコン、清水、西松、青木、地元業者によるJVに163億円で発注している。業者選定にあたっては、条件付き一般競争入札が主流のようである。県は自らの採用は考えておらず、市レベルの採用を任せている。

7. 宮城県・自治体の復旧復興事業の概要

(1) 復旧工事

震災直後、仙台市では仙建協に、沿岸宅地のがれき撤去・家屋解体および農地のがれき撤去を要請した。要請を受けた仙建協は組織的に、震災直後の4月から本格的に沿岸宅地のがれき撤去・家屋解体を4グループ（第1班16社、第2班12社、第3班8社、第4班15社）の編成で開始した。次いで7月からは農地のがれき撤去は5グループ（第1班11社、第2班15社、第3班8社、第4班7社、第5班9社）の編成で開始した。いずれも年度末までかかると見込まれていた作業だが、年内に完了することができた。

県土木部発注の道路災害復旧工事で、一旦契約締結した請負会社が資材を調達できず、工期内に工事を完成できないとして、工事契約を解除する例が出た。工事契約された会社は、事前に見積りを取って入札に臨んだものの、当てにしていた資材業者から工事契約後に納入を断られた。現地の資材市場からは、多くの工事が発注されて資

材が逼迫すれば、昔からの付き合いを優先して、なじみのない会社は断られる恐れがある、と推測されている。県は工事請負契約約款の規定に基づき契約解除権を行使し、さらに指名停止要領に基づいて1年間の指名停止処分を下した。

県としては、全体的な被害の詳細な数値的な調査は、まだまとめきっていない。

今までの主力は、避難住民たちの仮設住宅の設営と運用に、多くの精力をつぎ込んできている。現在、避難した住民のための仮設住宅の仕事が一段落した。そこで、次の永久住宅の準備段階に入っている。しかし、仮設住宅の生活が3年目に入って、生活に直結した不満が、住民たちの間で始めている。この対応が課題である。

(2) 調達方法

災害復旧工事では、入札事務手続きの簡略化のために、発注規模の大型化を進めている。発注量の増加に対応するために、新たに400業者を登録させた。しかし、宮城県特有のやり方に無知で、失格する業者が多い。

宮城県方式とは、総合評価方式にオープンボックスを連動させるやりかたをシステム化したものである。宮城県のやり方は、業者の間では煩雑だとの評判がある。

5億円以上の工事は、一般競争入札の一種として提案をつけない総合評価方式で出している。条件を付けずに評価している。

工事の大小、業者の大小を問わず、不調が多くなっている。不調が多くなっている理由は、予定価格の超過である。不調は、効率の悪い工事で特に多い。

基本的に予定価格の事前公表制度を採用している。5億円以下の工事ではボンデ提出を省き、前払金は50%としている。

(3) 職員の容量

県は目下、県自体の目先の対応に追われている始末で、とにかく深刻な手不足状態にある。県庁の土木関連の職員は事務系を含めて700人。徹底的に足りない。

そこで、他県と他県下の自治体から派遣して貰っている。派遣期間は3か月、6か月、1年の短期雇用契約を結んでいる。

派遣を要請するために、派遣に応じてくれる自治体などに説明に赴いている。その説明の概要は、被災直後に県が行ったこと、建設業界にして貰ったこと、町づくりをしようとしていること、などである。だが、その際のプレゼンテーションが下手だ、とのお叱りや指摘を受けている。説明のプレゼンテーションの巧拙の程度が、先方からの評価と対応に直接つながるので、自覚が必要だと認識をしている。

派遣要請を受けてくれた自治体などでは「とにかく、勉強してこい」と送り出してくれているようだ。

(4) 復興事業

沿岸部では、津波跡の町づくりを進めることが最重要課題になっている。しかし、地元の要望がまとまらない。理由は、地元住民の希望や既得権が複雑に輻輳して、その結果、結論が集約できなくているからである。その結果、地元住民の合意形成が殆ど取れていない現状にある。細かいところでは、堤防の高さ一つ決めるにも、集約した意見にまとまらない。

町づくりには、土地の所有者やその相続人を洗い出すことがまず必要なのだが、この作業が非常に大変である。地権者たちは、自分たちの生活環境が固まらないうちは、町づくりの話に入ろうとしない。その結果、地権者は心を開かない。一般の住民も、住宅環境と職場環境が整わない限り動こうとはしない。したがって、交渉の場を設ける以前の状態で足踏みしている場合が

多い。

行政側は、合法的にしかもスピード感を持ってやらなければならないので、国のPPP方式を援用したり、土地収用を業者に任せたり、あるいはOBや地元有力者を自治体が雇って交渉に入ったり相談に乗ったりするなど、知恵を絞って工夫をしている。だが、実情はかなり大変な苦勞をしているらしい。

本来、町づくりは、地元の市町村が主導して進めることになるのだが、実際問題として、市町村にはそのノウハウの蓄積がない。今まで、町づくりを行う機会がなかったからである。そこで、町づくりの手順や仕方などを、県が作って市町村に渡している。

女川のように、具体的に裏山を削り埋め立てによって地域全体を6mの嵩上げする計画を立てるなど、動き出したところもあるが、全体的に市町村は、住民の生活物資の調達などで手いっぱいなので、町づくりのプラン作りは専ら、県が支援していかざるを得ないと覚悟して、対応を進めていく積りである。

(5) 新しい調達方法

○発注形態

県を南北に二分し、状況に応じて施行方法を分けている。例えば、南部海岸の工事は国の直轄で行っている。

ガレキの処理では、県を南部地域（4か所）、仙台地区（3か所）、塩釜・石巻地区、気仙沼地区（2か所）の4地域に分けて発注している。

○総合評価方式

県の調達方式は、基本的に通常の場合に採用している方法で行われている。一部に今回の被災のために工夫したところもある。例えば、復旧工事に限っては3億円以下の工事では1:9の総合評価方式を採用

し、1億円未満の工事では提案を求めないこととしている。

技術者の不足が深刻なので、昨年2月から、5km以内の現場に限って、主任技術者の兼任を認めることにした。

○JV

今、各地で採用されるようになった復興JV制度は、本来は宮城県でルール化したものである。この制度では、被災地域の企業がJVの代表になる。震災時の特例措置として、着工後に事情があつて下請け業者を代えてもペナルティー（罰）は課さないことにしている。

市レベルのJVでは、設計を大手コンサルタント、施工を地元業者の組み合わせになっている形態がある。鹿島が代表を務めるガレキ処理の石巻JVは、設計施工のプロポーザル方式で入札の結果で決まった。総額2000億円のうち5%が地元2社の持ち分である。仙台市のガレキ処理はJFEが単独で落札した。

○PPP

施行期間を短縮するために、PPP方式を採用して、土地の収用も業者にまかせて即時発注している。例えば、土地収用・測量・設計を地元業者に任せ、その成果を発注者が受け取って、施工業者に発注する形態である。

○CM

市町村では、発注形態を色々変えている。目立ったケースでは、発注者支援業務として、コンサルタントに現場監理を委託している例がある。これをCMと称している。女川町では、UR（都市開発機構）をCMRとして、鹿島JVが設計施工で受注している。

福島県の実況及び復旧を妨げる要因等について11月号に続きます。

第18回 土木施工管理 技術論文・技術報告(現場コース) 募集

(一社)全国土木施工管理技士会連合会(以下、JCM)(協賛:(一財)日本建設情報総合センター(JACIC))は、技術論文・技術報告を募集します。優秀な技術論文・技術報告に対しては、それぞれ最優秀論文賞、最優秀報告賞を設け表彰します。

応募要領

- 募集対象者: 土木施工管理技士(1級または、2級有資格者)で個人または連名(共同執筆者は2名まで)
- 対象工事と内容: 工事規模の大小・工種の制限はありません。他団体、JCM(CPDS含む)に提出した論文・報告は応募出来ません。
- 原稿形式: 技術論文と技術報告の2分野があります。
- 内容: 工事現場での課題・問題とその解決、現場における簡単な創意工夫、ITやマネジメントによる現場の改善、技術の伝承、技術的な内容などで他の施工管理技士の参考になるもの。
- 技術論文: 必要な図(写真含む)・表と、全体で3,000文字～3,500文字程度で、A4用紙4枚程度。
- 技術報告: 必要な図(写真含む)・表と、全体で1,500文字～2,000文字程度で、A4用紙2枚程度。
*論文・報告共通: 図(写真)表には、個々に簡潔な説明と番号を付け、ページの半分以上とします。
- 様式: 雛型をJCMホームページ技術論文サイトに掲載していますので、これをご使用ください。容量は15 MB以内とします。
- 構成項目: 論文・報告の構成は、原則以下の①～④にしてください。①はじめに(適用工種 工事概要を含む) ②現場における課題・問題点 ③対応策・工夫・改善点(特に個人として実行したこと)と適用結果 ④おわりに(他の現場への適用条件、今後の留意点など)。尚、③については、技術論文ではデータ等を用いて詳細を記述するものとし、技術報告では主要なポイントを簡潔に記述して下さい。
- 論文中の商品名の記載について
論文では、商品名の記載は排除しませんが、商品名の宣伝や誹謗の意図が明確な論文は認めません。また、否定的な表現は販売者からの苦情を招く場合があるので事実関係の確認は十分に行ってください。

4. 応募

- 論文・報告応募: インターネット応募、もしくは各都道府県技士会を通しての応募があります。応募頂いた原稿の返却は行いません。
1)インターネット応募はJCMホームページからできます。非技士会員の方は、インターネット応募のみです。
- 所定の用紙による応募は、各都道府県等土木施工管理技士会事務局のみで受け付けます。
- 締め切り: 平成26年1月8日(水)着厳守 各都道府県等土木施工管理技士会事務局
平成26年1月10日(金)着厳守 (一社)全国土木施工管理技士会連合会(JCM)
- 応募制限: 一人一回応募のみ。論文と報告の重複応募は不可。主執筆者と共同執筆者の重複応募も不可。
共同執筆者は2名まで。会社単位では、論文、報告で1社各3件までとします。
- 応募料金: 技士会会員は、無料です。非技士会員(主執筆者)は、2,000円を受付メールの口座にお振込みいただき、振込み記録(送金票控え)を受付メールと一緒にJCM宛にFAXしてください。FAX番号 03-3262-7420
- 受理ユニット: 内容が一定水準以上で原稿形式が応募要領を満たしているものを受理し、JCMにて平成26年2月末頃、ユニットを付与します。不受理になった論文・報告にユニットは付与されません。ユニット詳細は下表をご参照ください(*印)。
- 著作権: 図・表及び本文を引用した場合、JCM提出前に、必ず出典元許可を事前に得て、発注者への確認をお願いいたします。
原稿の著作権は連合会に帰属するものとします。

5. 表彰

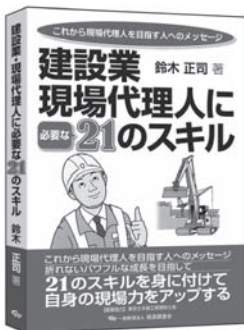
JCM論文審査委員会で審査し、各賞を選定します。応募総数により表彰数が異なることがあります。各賞の追加ユニット付与は5月末頃です。発表はJCMホームページ、会誌 JCM マンスリーレポートに掲載します。最優秀論文賞、最優秀報告賞受賞者には表彰式で、簡単な発表をお願いすることがあります。*下表ユニット数は主執筆者分、()内は共同執筆者分で、受理ユニットを含みます。

分類	賞の種類	表彰賞金等	ユニット	備考
技術論文	最優秀論文賞	7万円 1～2名	30(6)	ITマネジメントも含め、最も優秀な論文(増岡康治記念会基金より)
	ITマネジメント賞	7万円 1名(JACIC 協賛)	25(5)	IT(情報技術)を利用して施工合理化等に役立てた内容の優秀な技術論文
	優秀論文賞	1万円 応募数の6%程度	25(5)	ITマネジメントも含め、優秀な論文
	特別賞	1万円	20(4)	環境などの特定分野において秀でている論文(該当なしの場合もあります)
	受理技術論文	入賞選外の受理技術論文	15(3)	主執筆者は15ユニット、共同執筆者は3ユニット付与(*)
技術報告	最優秀報告賞	3万円 1～2名	20(4)	最も優秀な報告
	優秀報告賞	1万円 応募数の6%程度	15(3)	現場における工夫例を記述した報告
	特別賞	1万円	15(3)	環境などの特定分野において秀でている報告(該当なしの場合もあります)
	受理技術報告	入賞選外の受理技術報告	10(2)	主執筆者は10ユニット、共同執筆者は2ユニット付与(*)

New 総合的な現場力アップを目指す人への待望の指南書

建設業 必要な 現場代理人に21のスキル

平成25年7月発行



鈴木 正司 著

【編集協力】東京土木施工管理技士会 【発行】一般財団法人 経済調査会
A5判 210頁 定価2,500円(本体2,381円+税)

「現場代理人」としての役割と体得すべきスキル21項目を収録、施工技術力のみならず人間力アップまで見据え、総合的に完成度の高い建設人を目指して解説した書

建設技術者、とりわけ「現場代理人」を目指す若手技術者のスキルアップに必要な事項をわかりやすく平易な言葉で表記

目次 どの分野から読んでも理解できます。

I 現場代理人に必要な7のスキル

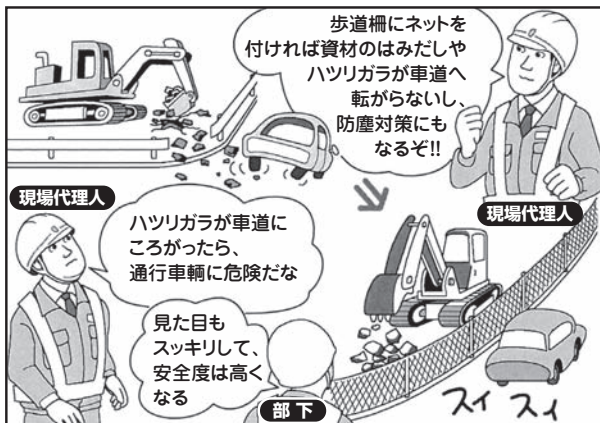
- (1) 現場を自分の思い通りに管理するスキル
- (2) 現場の問題点を予測するスキル
- (3) 問題解決の順序を決めるスキル
- (4) 現場にトラブルが発生した時のメンタルスキル
- (5) 現場でリーダーシップをとるスキル
- (6) 一歩上を目指すために相手を引き込む会話スキル
- (7) 発注者の信頼を獲得するためのスキル

II 上手に現場を運営する7のスキル

- (8) 品質を向上させるスキル
- (9) 創意工夫を提案するスキル
- (10) 工事評定点を上げるスキル
- (11) 事故を予防するスキル
- (12) 一歩上に行く自分を磨くスキル
- (13) 交渉するスキル
- (14) 円滑な作業環境をつくるスキル

III 現場を把握して利益を確保するための7のスキル

- (15) 現場のバイオリズムを知るスキル
- (16) 月ごとに原価管理するスキル
- (17) コストダウンをするスキル
- (18) 設計変更するスキル
- (19) 異常値や変化を見るスキル
- (20) 発注者と良好なコミュニケーションを構築するスキル
- (21) 自己啓発を継続するスキル



※第三者や通行車輛の安全確保で事故防止につながる

II.上手に現場を運営する7のスキル
(9) 創意工夫を提案するスキル より

現場代理人
という演技を
してみよう!!



●お申し込み・お問い合わせは●

一般財団法人 経済調査会 業務部

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-13-16 東銀座三井ビル
TEL (03) 3542-9291 FAX (03) 3543-1904



詳細・データ体験・ご購入はこちら!

Bookけんせつ Plaza 検索

25 年度 新刊書籍情報

公共土木工事（河川・道路）積算の元本

国土交通省 土木工事積算基準

平成25年度版 平成25年5月発行

●監修/国土交通省 大臣官房技術調査課

国土交通省公表の土木工事標準歩掛を網羅した積算基準書。25年度版では、「トンネル工（NATM）発破工法、道路除雪工、地すべり防止工（集排水ボーリング工）」の改定と、「34工種の排出ガス基準値」が見直されました。さらに、『施工パッケージ型積算基準』の移行については、平成25年10月1日から入札される工事で、146工種が追加されます。



B5判

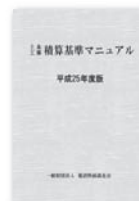
定価 10,920円（税込）

国土交通省土木工事積算基準を積算例で解説した書籍

土木工事積算基準マニュアル

平成25年度版 平成25年8月発行予定

平成25年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、工種別に具体的な積算事例を豊富に掲載。積算業務の初心者からベテランの方まで幅広く、「実務に役立つ実用的解説書」として利用されています。国土交通省では、社会経済情勢や工事の施工実態等の変化に対し、土木工事等の積算を適合させるため、毎年「積算基準」等の改正を行っており、最新の動向を解説しています。



B5判

定価 10,710円（税込）

水門設備、道路設備等の機械設備工事の他に、点検・整備、設計費の歩掛が掲載

国土交通省 機械設備工事積算基準

平成25年度版 平成25年6月発行

国土交通省の発注する機械設備工事の請負工事費算定に必要な事項を定めたもので、機械設備工事積算関係の基準書。水門・ゲート・ポンプ・ダム・トンネル設備など掲載。

■改定工種等

機械設備工事 【4工種】

中・大形水門、小形水門、水門修繕、トンネル非常用設備

点検整備業務 【2工種】

水門設備、消雪設備

機械設備工事 【1項目】

共通仮設費（揚排水ポンプ設備修繕工事）



B5判

定価 5,670円（税込）

下水道推進工事の必須図書

『建設物価』 推進工事に用機械器具等基礎価格表

平成25年度版 平成25年6月発行

「推進工事に用機械器具等損料参考資料」に掲載の各種機械器具等について、建設物価調査会が調査した実勢価格表。「下水道工事積算基準」の改定に伴い、管きょ更生工法を追加掲載しました。下水道工事の積算に必須の書籍です。



A4判

定価 7,875円（税込）

「実行予算」作成の入門書として、マンガでわかりやすく解説

まんが 土木積算入門 - 実行予算編 -

新刊 平成25年5月発行

本書は、「土木積算」のうち「実行予算」作成について、まんがでわかりやすく解説した入門書です。近頃、建設業界で増え始めた土木系女子、新入社員の「西園寺ルミ」と一緒に、実行予算作成の考え方・手順等について一から勉強しましょう!! 建設業界の若手社員やこれから建設業界を目指すという学生の皆様には是非おすすめします。



AB判

定価 2,205円（税込）



内容見本

一般財団法人 建設物価調査会

電話でのお問い合わせ

0120-978-599

パソコンからのお申込み

建設物価 Book Store

検索

どぼく川柳

現在募集中のどぼく川柳から投稿して頂いた作品をいくつかご紹介いたします。
当会では皆さまの投稿をお待ちしております。

軟弱な あいつは関東 ローム層 春爺

『工事中』デートプランに 穴があく 夏舟

土に生き 土に親しむ 人とまち 賞のんまな

じいちゃんの ダムと親父は 同い年 ばいなりい

ホームページでも多数紹介しておりますので、是非一度ご覧下さい。

http://www.ejcm.or.jp/new_sonohoka/senryu.html

会誌編集委員会

(敬称略 平成25年7月現在)

委員・幹事

委員長 高村 裕平	国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長	委員 山口 勝	埼玉県土木施工管理技士会
委員 (幹事長兼任) 牧角 修	国土交通省 大臣官房技術調査課 課長補佐	委員 諏訪 博己	技術顧問
委員 橋本 幸治	国土交通省 土地・建設産業局建設課 課長補佐	委員 金香 成明	東京土木施工管理技士会 (前田建設工業㈱ 東京土木支店営業第一部長)
〃 岡本 弘基	国土交通省 水管理・国土保全局治水課 課長補佐	〃 阪口 朗	(一社)日本建設業連合会 (鹿島建設㈱土木管理本部 土木工務部担当部長)
〃 四童子 隆	国土交通省 道路局環境安全課 沿道環境専門官	〃 松本 勝也	(一社)全国建設業協会 (飛鳥建設㈱建設事業本部企画統括部 土木企画G企画T課長)
〃 野澤 良一	国土交通省 港湾局技術企画課 課長補佐	〃 猪熊 明	(社)日本道路建設業協会 (株NIPPO舗装事業本部 工事部工事課長)
〃 大川 稔	農林水産省 農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室 課長補佐	〃 藤井 弘造	(一社)全国土木施工管理技士会連合会 専務理事
〃 釜石 英雄	厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室 主任技術審査官	〃 中村 光昭	国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術管理課課長
〃 小輪瀬良司	国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調整管理官		神奈川土木施工管理技士会 (株松尾工務店 土木部 部長)
〃 石坂 弘司	東京都 建設局総務部 技術管理課長		



編集・発行

JCMマンスリーレポート

Vol. 22 No. 5 2013.9

平成25年9月1日 発行

(隔月1回1日発行)

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

Japan Federation of Construction

Management Engineers Associations (JCM)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号アルス市ヶ谷3階

TEL. 03-3262-7421 (代表) FAX. 03-3262-7424

<http://www.ejcm.or.jp/>

印刷

第一資料印刷株式会社

〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7

TEL. 03-3267-8211 (代表)

技士会の 監理技術者講習

建設業全28業種の監理技術者が対象です

インターネット申込受講料 **9,500円**

紙申込の受講料**9,800円**

(テキスト代・講習修了証交付手数料・消費税含む)



県	講習地	実施日	県	講習地	実施日	県	講習地	実施日	
北海道	札幌	平成25年 9 月27日(金)	東京		平成25年10月18日(金)	広島		平成25年10月31日(木)	
		平成25年11月22日(金)			平成25年12月13日(金)			平成26年 2 月13日(木)	
		平成26年 1 月17日(金)	神奈川	横浜	平成25年10月 4 日(金)	徳島	平成25年11月 9 日(土)		
		平成26年 2 月21日(金)			山梨		甲府	平成25年11月13日(水)	平成25年10月19日(土)
		平成26年 3 月11日(火)	平成26年 2 月20日(木)	平成26年 1 月18日(土)					
	旭川	平成26年 1 月31日(金)	新潟		平成26年 2 月27日(木)	香川	高松	平成25年11月13日(水)	
	帯広	平成25年11月15日(金)	福井		平成25年12月 3 日(火)			愛媛	松山
		平成26年 2 月 7 日(金)	鳥取		米子	平成25年10月 4 日(金)	高知		
青森	平成25年 9 月14日(土)	鳥取		鳥取	平成26年 2 月18日(火)	宮崎			平成26年 2 月 5 日(水)
栃木	宇都宮	平成25年11月14日(木)							

技士会の どぼく検定 (新事業) 世界を作る土木の力を測定



土木とは、英語でcivil engineeringと訳され、コンクリートなどを用いた公共のための工事を言います。これによって社会生活を豊かにする社会資本が生まれます。広く世界を見れば社会資本はまだ不足していますし、日本でも今日の社会資本の豊かさを将来に亘って享受するには、土木の知識が欠かせません。

どぼく検定は、

1. 幅広い方を対象に、土木について知っていただくための「どぼく検定 (一般)」
2. 技術者を対象にし、技術力を図るための検定で、所定の点数で、継続学習 (CDPS) ユニットが付与される「どぼく検定 (技術)」があります。

本検定は、国家資格の施工管理の技術検定とは別の民間の検定です。

JCMセミナー

JCMセミナーには3種類の講習会があります。

1. 講師による技術力向上のための「JCMセミナー」
2. 少人数演習タイプの「JCM特別セミナー」
3. DVD映像による「DVD講習会」

CPDSでご登録をお持ちの方は、お申込み時にご登録の番号を入力して下さい。
ユニットが自動的に加点されます。

一般社団法人 **全国土木施工管理技士会連合会**

Japan Federation of Construction Management Engineers Associations (JCM)

お申込みは、ホームページから

<http://www.ejcm.or.jp>

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号
アルス市ヶ谷3階

電話03-3262-7421/FAX03-3262-7424

定価250円 (税・送料込み)

(会員の購読料は会費の中に含む)